

太田市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

太田市農業委員会
会長 長島 佳男

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

太田市における農地利用は、東部地域では米麦の二毛作が盛んで、西部地域では施設・露地野菜の栽培や畜産業が営まれ、地域の特性を活かした多彩な農産物が生産されている。しかし近年、農業者の高齢化、担い手不足や農地所有者の非農家化などが要因となり、市内各地で遊休農地の増加が懸念され、周辺農地への影響や近隣住民からの苦情など様々な問題が生じている。このことから、担い手への農地利用の集積・集約を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく。

また、地域計画と並行して、地域の強みを生かしながら、活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に推進する指針を示し、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する太田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の委員改選期に検討し定めることとする。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標設定等」のとおりとする。なお、農地利用最適化活動を行った場合には、活動内容を明確にするために、必ず農業委員会活動記録簿へ記入して提出する。

第2 目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 令和5年3月末	5,760ha	61.5ha	1.07%
令和8年度の目標 令和9年3月末	5,400ha	53.5ha	0.99%
令和12年度の 目標 令和13年3月末	5,040ha	45.5ha	0.90%

(2) 目標設定の考え方

農業全体の将来的な展望は非常に厳しい状況にある。農地利用の最適化と利用集積を推進するため、地区担当制に基づき農業委員と推進委員が年間を通して現地調査活動を行い、新たな遊休農地の発見と解消指導を並行して行っている。しかしながら、農業者の高齢化や担い手の減少などの要因により遊休農地が増加傾向に転じているため、前回からの遊休農地解消目標である8haを解消することを目指す。なお、管内の農地面積については、令和元年度から令和4年度の平均で約90ha減少したことから、毎年90ha減少を見込んでいる。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の推進方法

① 農地パトロールの実施

- 年間を通して、農地パトロールを農業委員と推進委員が連携し、担当する区域において目視により現地確認を行う。特に遊休農地、納税猶予地を重点的に行うと共に、新規遊休農地の発見及び該当地の地権者に対する是正指導等を実施する。

② 農地利用状況調査の実施

- 8月～11月を農地パトロールの強化月間と位置付け、農地利用状況調査を実施し、集中的に遊休農地等の現地調査を行う。
- 再生利用が困難な農地と判断されたものは状況に応じ、非農地判定を行い守るべき農地との区分を明確にする。

③ 農地利用意向調査の実施

- 農地利用状況調査の実施に合わせ、遊休農地の所有者に対して是正指導及び今後の利用意向の確認を行う。
- 農地利用意向調査は、原則として訪問により実施する。

④ 農地貸し借り相談会の開催

- JAの各支所等において、農地を貸したい方や借りたい方の相談を主に推進委員による聞き取りを行い、農地の有効利用を図る。

⑤ 苦情農地の解消指導と解消確認

- 雑草の繁茂など農地に関する苦情発生時には、事務局から解消指導通知を発送するとともに推進委員による解消指導及びあっせんの相談を行う。

- 推進委員は通知後1カ月を目途に苦情内容の解消の有無について現地確認を行う。
- 現地確認を行い苦情内容が解消されていない場合、遊休農地と同様に地権者に対して定期的に指導を実施し、翌年度の農地利用状況調査の関連情報として活用する。
- 推進委員は、日頃のパトロールにより発見した遊休農地について、解消指導・現地確認を行う。

2. 担い手への農地の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 令和5年3月末	5,760ha	3,705ha	64.32%
令和8年度の目標 令和9年3月末	5,400ha	4,131ha	76.50%
令和12年度の 目標 令和13年3月末	5,040ha	4,284ha	85.00%

(2) 目標設定の考え方

管内農地の集積率は、令和3年度に65.8%であったが、令和4年度において64.3%と減少傾向となっている。農地の集積後の規模縮小、高齢化による離農や都市化の進展などにより減少したと考えられる。

4年後の目標値は、太田市基本構想の令和12年度の集積面積目標に基づくものとして、426ha増の農地利用集積を目指す。なお、管内の農地面積については、令和元年度から令和4年度の平均で約90ha減少したことから、毎年90ha減少を見込んでいる。

(3) 担い手への農地の最適化に向けた推進方法

① 貸し手と借り手のマッチング（仲介）の推進

- 農業委員と推進委員は、日頃の戸別訪問活動や農業関係者・各地域関係者などとの情報交換・農地パトロールの活動を通して、情報収集した調査結果や農業委員会発行の「あっせん申出書」等の貸借意向情報に基づき、貸し手、借り手のマッチング（仲介）を推進する。

② 「地域計画」に関する協議への参加

- 令和7年3月末までに「地域計画」を策定することとなっていることから、令和6年1月以降に地域での協議の場が設置される。
農業委員と推進委員は、協議の場に参加して意見交換を行う。

③ 担い手等との意見交換会

- 農業委員と推進委員は、農事支部、農用地利用調整組合や行政などが開催する会

議及び地域関係者から提供される情報などを収集し、認定農業者、農地所有適格法人関係者や拡大意向のある農業者等との意見交換を行い、農地の集積・集約化を積極的に推進する。

④ 農地中間管理機構との連携

- 農地利用意向調査等の農家訪問時に、地権者に対して農地中間管理事業の概要説明を行い、農地中間管理機構を利用した農地利用集積・集約化の有効活用を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
現 状 令和5年3月末	4 経営体
令和8年度の目標 令和9年3月末	16 経営体
令和12年度の目標 令和13年3月末	32 経営体

(2) 目標設定の考え方

新規参入については、令和元年度～令和4年度までの4年度の実績の平均が年間約3経営体であるが、令和4年度が4経営体であったため、現状の各年度4経営体の参入を目標値とする。

(3) 新規参入の促進に向けた取り組み

① 関係機関との連携

群馬県、太田市、群馬県農業会議、農地中間管理機構、JAや地域関係者等と連携し、管内農地に新規参入を希望している者についての情報収集に努める。

② 新規就農希望者への支援

新規就農希望者に対し、農業委員会発行の「あっせん申出書」の貸借意向情報を提供して、必要により農地貸借の相談・助言等、新規就農に向けた支援を行う。

③ 企業参入の推進

担い手がない若しくは少ない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、企業参入の推進を図る。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

太田市農業委員会は、農地利用最適化活動として、日常的な農地の現況確認や農業者の農地利用意向の把握を継続的に実施しており、その調査結果を「地域計画の素案」に反映させる。

また、令和6年1月から地域で設置される「協議の場」において、参加者と意見交換を行う。

さらに「地域計画」策定後、太田市により定期的な見直しが行われることから、太田市からの要望により、各委員は地域の状況に応じた助言を行うとともに、農地のマッチング（仲介）が成立した場合は、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す。